

はじめに

少子高齢化の進展をはじめ、社会経済情勢が急速に変化するなかで、豊かで活力ある社会を築くためには、男女がともに人権を尊重し、責任を分かち合いながら、その個性と能力を最大限に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

本県においては、平成16年3月制定の「群馬県男女共同参画推進条例」や平成23年3月策定の「群馬県男女共同参画基本計画（第3次）」に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に進めているところです。

平成24年度は、県内事業所への男女共同参画推進員設置の促進や、ぐんま男女共同参画センターに「とらいあんぐるん相談室」を開設し、相談事業を開始するなど、男女共同参画社会の実現に向け取り組んでまいりました。

相談事業については、段階的に相談時間を拡大させ、平成25年度からは土日相談への対応と、県民ニーズに応えられるよう相談体制を充実させているところであります。

この年次報告書は、群馬県男女共同参画推進条例第7条に基づき、本県の平成24年度男女共同参画の推進状況、県の施策の実施状況及び平成25年度実施する施策を取りまとめたものです。また、今年度は第3次計画の中間年にあたるため、各施策に係る事業の実施状況を調査し、現状と課題等を確認することで、目標達成に向けた今後の取組の推進を図り、第3次計画を計画的に推進させていきます。

本書が多くの皆様に男女共同参画社会についての理解と関心を深めていただく資料として活用していただければ幸いです。

平成25年12月

群馬県生活文化スポーツ部人権男女共同参画課長 佐藤 裕子